

看護職員等宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱

7 保医医人第 5 2 7 号

令和 7 年 5 月 2 7 日

第 1 条 目的

この補助金は、都内に所在する病院に勤務する看護職員及び看護補助者（以下「看護職員等」という。）の宿舍の借上げを支援することで、働きやすい職場環境を実現し、看護人材の確保及び定着を図ることを目的とする。

第 2 条 事業の実施期間

第 7 条の規定に基づく交付決定がなされた日が属する年度の 4 月 1 日から 3 月 3 1 日までとする。

第 3 条 補助対象

この補助金の交付対象等は、以下のとおりとする。

(1) 対象施設

都内に所在する病院とする。ただし、国、都、独立行政法人及び地方独立行政法人が設置する場合を除く。

(2) 対象宿舍

(1)に定める病院を運営する法人等（以下「法人等」という。）が借り上げた宿舍とする。

(3) 対象入居者

(1)に定める病院に勤務する常勤の看護職員等とする。ただし、当該病院の役員を除く。

(4) 対象経費

法人等が支出した、当該病院の看護職員等の宿舍借上げに係る経費（賃料、共益費（管理費）、礼金及び更新料）とする。ただし、入居者から宿舍使用料を徴収している場合は、当該金額を差し引く。

(5) 補助金の額

この補助金は、次に掲げるア及びイにより算出された額を、都の予算の範囲内において交付するものとする。ただし、算出した額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

ア 別表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に 4 分の 3 を乗じて得た額を交付額とする。

(6) 補助対象期間

1 戸当たりの補助対象期間は定めない。ただし、同一の入居者については、補助を開始してから 10 年を利用の限度とする。

第4条 事業実施の条件

- (1) 看護人材の確保及び定着に向けた事業計画書を作成し、取組を進めること。
- (2) 事業の効果検証のため、都が実施する調査等に協力すること。

第5条 交付申請

この補助金の交付を受けようとする病院（以下「申請者」という。）は、知事が別に定める期日までに、別記第1号様式による交付申請書に関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

第6条 変更交付申請

この補助金の交付申請内容を変更しようとする申請者は、知事が別に定める期日までに、別記第2号様式による変更交付申請書に関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

第7条 交付決定及び通知

知事は、第5条及び第6条の規定に基づく申請があったときは、交付申請書及び関係書類の審査のほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは、第9条に掲げる事項を条件に補助金の交付決定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知する。

なお、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えた上で、補助金の交付を決定することができるものとする。

第8条 申請の撤回

申請者は、この補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に異議のあるときは、この補助金の交付決定を受けた日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

第9条 交付条件

この補助金は、次の条件を付して交付する。

(1) 事故報告等

第7条により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者という。」）は、補助要件を満たすことが困難となった場合には、速やかにその理由及び状況について、書面により知事に報告しなければならない。また、報告に基づき、知事から必要な指示を与えられた場合は、直ちにその指示に従わなければならない。

(2) 状況報告

知事は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の円滑適正な執行を図るため必要と認めるときは、補助事業の実施状況、経理状況及びその他必要な事項について、報告を求め、調査し、又は指示することができる。

(3) 遂行命令等

ア 知事は、補助事業者が提出する報告及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従

って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これに従って当該補助事業を遂行するよう命ずることができる。

イ 知事は、補助事業者がアの命令に違反したときは、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

ウ 知事は、イの一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、(7)の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(4) 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときに、補助対象経費を支払ったこと及び入居事実等の補助要件を満たしていることを証明する書類を添付の上、別記第3号様式に定める実績報告書を知事が定める期間内に知事に提出するものとする。

(5) 補助金の額の確定

知事は、(4)の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書及び関係書類の審査並びに必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(6) 是正のための措置

知事は、(5)の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これらを適合させるための処置をとることを命ずることができる。

(7) 決定の取消し等

ア 知事は、交付決定後においても、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、この交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

イ 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、この交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(ア) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(イ) 補助金を他の用途に使用したとき。

(ウ) その他この交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。

(エ) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

なお、この規定は、(5)の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(8) 補助金の返還

知事は、(7)の規定によりこの交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消

しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(9) 違約加算金及び延滞金

ア 知事が(7)の規定によりこの交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

イ 知事が補助事業者に対して補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納付期限までに納付しなかったときは、補助事業者は、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(10) 違約加算金の計算

知事が(9)アの規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者が納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(11) 延滞金の計算

知事が(9)イの規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(12) 帳簿及び関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿その他の関係書類を備え、当該事業完了の日が属する会計年度終了後 10 年間整理して保管しなければならない。

(13) 他の補助金等との重複の禁止

補助金の交付と対象経費を重複して、他の地方公共団体及び民間団体等から補助金等の交付を受けてはならない。

(14) その他

次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）

イ 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

第 10 条 補則

この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和 37 年財主調発第 20 号）の定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第3条(5)ア関係）

1 基準額	2 対象経費の実支出額
宿舍1戸当たり 月額 82,000 円	法人等が支出した、当該病院の看護職員等の宿舍借上げに係る経費（賃料、共益費（管理費）、礼金及び更新料）とする。ただし、入居者から宿舍使用料を徴収している場合は、当該金額を差し引く。

年 月 日

東京都知事 殿

補助事業者所在地

補助事業者名

代表者職氏名

印

年度看護職員等宿舎借り上げ支援事業に係る補助金交付申請書

このことについて、看護職員等宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱第 5 条に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額

金 円

2 提出書類

- (1) 所要額調書 (別紙 1 - 1)
- (2) 所要額明細書 (別紙 1 - 2)
- (3) 事業計画書 (別紙 2)
- (4) 誓約書 (別紙 3)
- (5) 歳入歳出予算 (見込) 書抄本
- (6) 添付書類

所 要 額 調 書

補助事業者名： _____
(病院名) _____

(円)

区 分	総事業費※1 (A)	寄附金その他の 収入額※2 (B)	差引額 (A)－(B) (C)	対象経費の 実支出予定額※3 (D)	基準額※3 (E)	選定額※3 (F)	補助所要額※3 (G)
新規契約分							
継続契約分							
合 計							

※1 総事業費（A）は、看護職員等宿舍借り上げ事業にかかる総事業費を記入すること。

※2 寄付金その他収入額（B）は、本事業の対象経費に用途を特定した寄付金等の収入を記入すること。

※3 対象経費の実支出予定額（D）、基準額（E）、選定額（F）及び補助所要額（G）は、所要額明細書（別紙1－2）の対象経費（ただし、入居者から宿舍使用料を徴収している場合は当該金額を差し引く。）、基準額、選定額及び補助所要額の合計と一致すること。

所 要 額 明 細 書

[illegible]

補助事業者名： _____
(病院名) _____

[illegible]

事業計画書

補助事業者名： _____
(病院名) _____

申請区分： ☐ 新規 ☐ 継続

1 病院の情報

(1) 医療法上の許可病床数 (4月1日時点)

一般	療養	精神	結核	感染症	合計
----	----	----	----	-----	----

(2) 職員数

	過去3か年実績 (3月31日時点)								
	年度			年度			年度		
	常勤	非常勤	合計	常勤	非常勤	合計	常勤	非常勤	合計
看護師									
保健師									
助産師									
准看護師									
看護補助者									
その他									
合計									

	当該年度 (4月1日時点)		
	常勤	非常勤	合計
看護師			
保健師			
助産師			
准看護師			
看護補助者			
その他			
合計			

(3) 新規採用職員数

	過去3か年実績 (3月31日時点)								
	年度			年度			年度		
	常勤	非常勤	合計	常勤	非常勤	合計	常勤	非常勤	合計
看護師									
保健師									
助産師									
准看護師									
看護補助者									
その他									
合計									

	当該年度 (4月1日時点)		
	常勤	非常勤	合計
看護師			
保健師			
助産師			
准看護師			
看護補助者			
その他			
合計			

(4) 充足率

	過去3か年実績 (3月31日時点)								
	年度			年度			年度		
	定員数	職員数	充足率	定員数	職員数	充足率	定員数	職員数	充足率
看護師									
保健師									
助産師									
准看護師									
看護補助者									
その他									
合計									

	当該年度 (4月1日時点)		
	定員数	職員数	充足率
看護師			
保健師			
助産師			
准看護師			
看護補助者			
その他			
合計			

(5) 退職者数

	過去3か年実績 (3月31日時点)								
	年度			年度			年度		
	常勤	非常勤	合計	常勤	非常勤	合計	常勤	非常勤	合計
看護師									
保健師									
助産師									
准看護師									
看護補助者									
その他									
合計									

	当該年度 (見込)		
	常勤	非常勤	合計
看護師			
保健師			
助産師			
准看護師			
看護補助者			
その他			
合計			

(6) 離職率

	過去3か年実績 (3月31日時点)								
	年度			年度			年度		
	職員数 (4月1日時点)	退職者数 (3月31日時点)	離職率	職員数 (4月1日時点)	退職者数 (3月31日時点)	離職率	職員数 (4月1日時点)	退職者数 (3月31日時点)	離職率
全職員									
うち、 看護職員等※1									
借上げ宿舎 利用職員※2									
うち、 看護職員等									

※1 看護職員等は、看護師・保健師・助産師・准看護師・看護補助者を指す。(以下同様)

※2 病院・法人等が所有している宿舎は含まない。(以下同様)

	当該年度 (3月31日時点)		
	職員数 (4月1日時点)	退職者数 (3月31日時点)	離職率
全職員			
うち、 看護職員等			
借上げ宿舎 利用職員			
うち、 看護職員等			

(7) 定着率

	年度採用			年度採用			年度採用		
	採用者数 (4月1日時点)	退職者数 (3月31日時点)	定着率	採用者数 (4月1日時点)	退職者数 (3月31日時点)	定着率	採用者数 (4月1日時点)	退職者数 (3月31日時点)	定着率
全職員									
うち、 看護職員等									
借上げ宿舎 利用職員									
うち、 看護職員等									

	年度採用			年度採用			年度採用		
	採用者数 (4月1日時点)	退職者数 (3月31日時点)	定着率	採用者数 (4月1日時点)	退職者数 (3月31日時点)	定着率	採用者数 (4月1日時点)	退職者数 (3月31日時点)	定着率
全職員									
うち、 看護職員等									
借上げ宿舎 利用職員									
うち、 看護職員等									

	年度採用			年度採用			年度採用		
	採用者数 (4月1日時点)	退職者数 (3月31日時点)	定着率	採用者数 (4月1日時点)	退職者数 (3月31日時点)	定着率	採用者数 (4月1日時点)	退職者数 (3月31日時点)	定着率
全職員									
うち、 看護職員等									
借上げ宿舎 利用職員									
うち、 看護職員等									

	年度採用		
	採用者数 (4月1日時点)	退職者数 (3月31日時点)	定着率
全職員			
うち、 看護職員等			
借上げ宿舎 利用職員			
うち、 看護職員等			

(8) 借上げ宿舎利用率

	過去3か年実績 (3月31日時点)								
	年度			年度			年度		
	職員数	借上げ宿舎 利用職員数	借上げ宿舎 利用率	職員数	借上げ宿舎 利用職員数	借上げ宿舎 利用率	職員数	借上げ宿舎 利用職員数	借上げ宿舎 利用率
全職員									
うち、 新規採用職員									

	当該年度 (4月1日時点)			当該年度 (6月1日時点)			当該年度 (3月31日時点)		
	職員数	借上げ宿舎 利用職員数	借上げ宿舎 利用率	職員数	借上げ宿舎 利用職員数	借上げ宿舎 利用率	職員数	借上げ宿舎 利用職員数	借上げ宿舎 利用率
全職員									
うち、 新規採用職員									

(9) 宿舎所有の有無 (4月1日時点)

- ☐ 所有している → (戸入居 / 戸所有)
☐ 所有していない

2 事業実施（予定）内容

（１）看護職員等確保の取組

- ☐ 採用情報PR・広報の実施（就職説明会、ホームページ・SNS広告等）
- ☐ 実習の受け入れ、施設見学の実施（インターンシップ、見学相談会等）
- ☐ 職業紹介事業者の利用（ナースバンク、有料職業紹介サイト等）
- ☐ 研修・スキルアップ支援の実施（入職後研修、資格取得支援等）
- ☐ 勤務環境整備、福利厚生の充実（多様な勤務形態、給与・手当等の充実、休暇制度、寮の提供等）
- ☐ その他（ ）

（２）看護職員等定着の取組

- ☐ 研修・スキルアップ支援の実施（各種研修、資格取得支援等）
- ☐ 勤務環境整備、福利厚生の充実（多様な勤務形態、給与・手当等の充実、休暇制度、寮の提供等）
- ☐ 業務効率化の実施（ICT技術の活用、他職種との連携（タスクシフト）等）
- ☐ 職員のケア（面談、良好な職場づくり、専門家によるメンタルヘルスケア）
- ☐ その他（ ）

（３）本事業による確保・定着対策の取組

- ☐ 新たに宿舍借上げを開始／追加で借上げを行い宿舍の戸数を増加（新規借上げ戸数： 戸）
→ 開始した理由／増加した理由
 - ☐ 財政的事情（本補助金収入により開始／増加が可能となったため）
 - ☐ 看護職員等の採用活動や退職抑止にあたりメリットを感じたため
 - ☐ 職員からの要望等
 - ☐ その他（ ）
- ☐ 宿舍入居者の宿舍使用料を減額
改正前：月額（ ）円
改正後：月額（ ）円
- ☐ 宿舍入居条件を改正
→ 改正内容 改正前 改正後
 - ☐ 入居可能年数 （ ）年 → （ ）年
 - ☐ 入居可能年齢 （ ）歳 → （ ）歳
 - ☐ 入居可能勤続年数 （ ）年 → （ ）年
 - ☐ 入居可能職種 （ ） → （ ）
 - ☐ 同居人の規定 （ ） → （ ）
 - ☐ その他 （ ） → （ ）
- ☐ 利便性の良い立地の宿舍へ変更
変更前（ ）
変更後（ ）
- ☐ 設備等が魅力のある宿舍へ変更
- ☐ その他（ ）

上記の取組により期待される効果

（４）既存の宿舍戸数のまま申請を行う場合（本事業の活用により戸数増加を行わない場合）の理由

- ☐ 必要な戸数を満たしているため
- ☐ 戸数を増加する以外の取組を優先させるため
- ☐ その他（ ）

東京都知事 殿

誓 約 書

当法人・病院（以下「法人等」という。）は、
年度看護職員等宿舎借り上げ支援事業補助金の申請に当たり、以下のことを誓約いたします。

1 宿舎に関わる事項

- （１）当法人等が借り上げた宿舎であること
- （２）当法人等が所有する宿舎ではないこと

2 入居者に関わる事項

- （１）看護職員等宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱第３条に定める病院に勤務する常勤の職員であり、当該職員の職種は看護職員及び看護補助者のいずれかであること
- （２）当法人等の役員ではないこと
- （３）職種、入居日及び採用年月日等について、申請書に記載の内容と相違ないこと
- （４）対象入居者には住宅手当を支給しないこと（誤支給を行った場合は、返金処理を確実に行うこと）

また、同居人がいる場合において、その同居人も住宅手当を受給していないことについて確認済みであること

3 その他の事項

- （１）申請に関し、対象入居者である職員の下承を得ていること
- （２）入居者負担額に関し、申請書に記載の金額と相違ないこと

本誓約書の内容に偽りその他の不正等があった場合は補助金の申請を取り下げます。

また、本誓約書の内容に偽りその他の不正等が補助金受領後に発覚した場合は補助金を返還します。

年 月 日

補助事業者所在地 :

補助事業者名 :

代表者職氏名 :

印

年 月 日

東京都知事 殿

補助事業者所在地

補助事業者名

代表者職氏名

印

年度看護職員等宿舎借り上げ支援事業に係る補助金変更交付申請書

このことについて、看護職員等宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱第6条に基づき、下記のとおり補助金の変更交付を申請します。

記

1 補助金変更交付申請額

金 円

2 提出書類

- (1) 所要額調書(変更) (別紙1-1)
- (2) 所要額明細書(変更) (別紙1-2)
- (3) 事業計画書(別紙2)
- (4) 誓約書(別紙3)
- (5) 歳入歳出予算(見込)書抄本
- (6) 添付書類

所 要 額 調 書 （ 変 更 ）

補助事業者名： _____
(病院名) _____

(円)

区 分	総事業費※1 (A)	寄附金その他の 収入額※2 (B)	差引額 (A)－(B) (C)	対象経費の 実支出予定額※3 (D)	基準額※3 (E)	選定額※3 (F)	補助所要額※3 (G)
新規契約分							
継続契約分							
合 計							

※1 総事業費（A）は、看護職員等宿舍借り上げ事業にかかる総事業費を記入すること。

※2 寄付金その他収入額（B）は、本事業の対象経費に用途を特定した寄付金等の収入を記入すること。

※3 対象経費の実支出予定額（D）、基準額（E）、選定額（F）及び補助所要額（G）は、所要額明細書（変更）（別紙 1－2）の対象経費（ただし、入居者から宿舍使用料を徴収している場合は当該金額を差し引く。）、基準額、選定額及び補助所要額の合計と一致すること。

所要額明細書（変更）

[illegible]

補助事業者名： _____
(病院名) _____

[illegible]

事業計画書

補助事業者名： _____

(病院名) _____

申請区分： ☐ 新規 ☐ 継続

1 病院の情報

(1) 医療法上の許可病床数 (4月1日時点)

一般	療養	精神	結核	感染症	合計

(2) 職員数

	過去3か年実績 (3月31日時点)								
	年度			年度			年度		
	常勤	非常勤	合計	常勤	非常勤	合計	常勤	非常勤	合計
看護師									
保健師									
助産師									
准看護師									
看護補助者									
その他									
合計									

	当該年度 (4月1日時点)		
	常勤	非常勤	合計
看護師			
保健師			
助産師			
准看護師			
看護補助者			
その他			
合計			

(3) 新規採用職員数

	過去3か年実績 (3月31日時点)								
	年度			年度			年度		
	常勤	非常勤	合計	常勤	非常勤	合計	常勤	非常勤	合計
看護師									
保健師									
助産師									
准看護師									
看護補助者									
その他									
合計									

	当該年度 (4月1日時点)		
	常勤	非常勤	合計
看護師			
保健師			
助産師			
准看護師			
看護補助者			
その他			
合計			

(4) 充足率

	過去3か年実績 (3月31日時点)								
	年度			年度			年度		
	定員数	職員数	充足率	定員数	職員数	充足率	定員数	職員数	充足率
看護師									
保健師									
助産師									
准看護師									
看護補助者									
その他									
合計									

	当該年度 (4月1日時点)		
	定員数	職員数	充足率
看護師			
保健師			
助産師			
准看護師			
看護補助者			
その他			
合計			

(5) 退職者数

	過去3か年実績 (3月31日時点)								
	年度			年度			年度		
	常勤	非常勤	合計	常勤	非常勤	合計	常勤	非常勤	合計
看護師									
保健師									
助産師									
准看護師									
看護補助者									
その他									
合計									

	当該年度 (見込)		
	常勤	非常勤	合計
看護師			
保健師			
助産師			
准看護師			
看護補助者			
その他			
合計			

(6) 離職率

	過去3か年実績 (3月31日時点)								
	年度			年度			年度		
	職員数 (4月1日時点)	退職者数 (3月31日時点)	離職率	職員数 (4月1日時点)	退職者数 (3月31日時点)	離職率	職員数 (4月1日時点)	退職者数 (3月31日時点)	離職率
全職員									
うち、 看護職員等※1									
借上げ宿舎 利用職員※2									
うち、 看護職員等									

※1 看護職員等は、看護師・保健師・助産師・准看護師・看護補助者を指す。(以下同様)

※2 病院・法人等が所有している宿舎は含まない。(以下同様)

	当該年度 (3月31日時点)		
	職員数 (4月1日時点)	退職者数 (3月31日時点)	離職率
全職員			
うち、 看護職員等			
借上げ宿舎 利用職員			
うち、 看護職員等			

(7) 定着率

	年度採用			年度採用			年度採用		
	採用者数 (4月1日時点)	退職者数 (3月31日時点)	定着率	採用者数 (4月1日時点)	退職者数 (3月31日時点)	定着率	採用者数 (4月1日時点)	退職者数 (3月31日時点)	定着率
全職員									
うち、 看護職員等									
借上げ宿舎 利用職員									
うち、 看護職員等									

	年度採用			年度採用			年度採用		
	採用者数 (4月1日時点)	退職者数 (3月31日時点)	定着率	採用者数 (4月1日時点)	退職者数 (3月31日時点)	定着率	採用者数 (4月1日時点)	退職者数 (3月31日時点)	定着率
全職員									
うち、 看護職員等									
借上げ宿舎 利用職員									
うち、 看護職員等									

	年度採用			年度採用			年度採用		
	採用者数 (4月1日時点)	退職者数 (3月31日時点)	定着率	採用者数 (4月1日時点)	退職者数 (3月31日時点)	定着率	採用者数 (4月1日時点)	退職者数 (3月31日時点)	定着率
全職員									
うち、 看護職員等									
借上げ宿舎 利用職員									
うち、 看護職員等									

	年度採用		
	採用者数 (4月1日時点)	退職者数 (3月31日時点)	定着率
全職員			
うち、 看護職員等			
借上げ宿舎 利用職員			
うち、 看護職員等			

(8) 借上げ宿舎利用率

	過去3か年実績 (3月31日時点)								
	年度			年度			年度		
	職員数	借上げ宿舎 利用職員数	借上げ宿舎 利用率	職員数	借上げ宿舎 利用職員数	借上げ宿舎 利用率	職員数	借上げ宿舎 利用職員数	借上げ宿舎 利用率
全職員									
うち、 新規採用職員									

	当該年度 (4月1日時点)			当該年度 (6月1日時点)			当該年度 (3月31日時点)		
	職員数	借上げ宿舎 利用職員数	借上げ宿舎 利用率	職員数	借上げ宿舎 利用職員数	借上げ宿舎 利用率	職員数	借上げ宿舎 利用職員数	借上げ宿舎 利用率
全職員									
うち、 新規採用職員									

(9) 宿舎所有の有無 (4月1日時点)

- ☐ 所有している → (戸入居 / 戸所有)
☐ 所有していない

2 事業実施（予定）内容

（１）看護職員等確保の取組

- ☐ 採用情報PR・広報の実施（就職説明会、ホームページ・SNS広告等）
- ☐ 実習の受け入れ、施設見学の実施（インターンシップ、見学相談会等）
- ☐ 職業紹介事業者の利用（ナースバンク、有料職業紹介サイト等）
- ☐ 研修・スキルアップ支援の実施（入職後研修、資格取得支援等）
- ☐ 勤務環境整備、福利厚生の充実（多様な勤務形態、給与・手当等の充実、休暇制度、寮の提供等）
- ☐ その他（ ）

（２）看護職員等定着の取組

- ☐ 研修・スキルアップ支援の実施（各種研修、資格取得支援等）
- ☐ 勤務環境整備、福利厚生の充実（多様な勤務形態、給与・手当等の充実、休暇制度、寮の提供等）
- ☐ 業務効率化の実施（ICT技術の活用、他職種との連携（タスクシフト）等）
- ☐ 職員のケア（面談、良好な職場づくり、専門家によるメンタルヘルスケア）
- ☐ その他（ ）

（３）本事業による確保・定着対策の取組

- ☐ 新たに宿舍借上げを開始／追加で借上げを行い宿舍の戸数を増加（新規借上げ戸数： 戸）
→ 開始した理由／増加した理由
 - ☐ 財政的事情（本補助金収入により開始／増加が可能となったため）
 - ☐ 看護職員等の採用活動や退職抑止にあたりメリットを感じたため
 - ☐ 職員からの要望等
 - ☐ その他（ ）
- ☐ 宿舍入居者の宿舍使用料を減額
改正前：月額（ ）円
改正後：月額（ ）円
- ☐ 宿舍入居条件を改正
→ 改正内容 改正前 改正後
 - ☐ 入居可能年数 （ ）年 → （ ）年
 - ☐ 入居可能年齢 （ ）歳 → （ ）歳
 - ☐ 入居可能勤続年数 （ ）年 → （ ）年
 - ☐ 入居可能職種 （ ） → （ ）
 - ☐ 同居人の規定 （ ） → （ ）
 - ☐ その他 （ ） → （ ）
- ☐ 利便性の良い立地の宿舍へ変更
変更前（ ）
変更後（ ）
- ☐ 設備等が魅力のある宿舍へ変更
- ☐ その他（ ）

上記の取組により期待される効果

（４）既存の宿舍戸数のまま申請を行う場合（本事業の活用により戸数増加を行わない場合）の理由

- ☐ 必要な戸数を満たしているため
- ☐ 戸数を増加する以外の取組を優先させるため
- ☐ その他（ ）

東京都知事 殿

誓 約 書

当法人・病院（以下「法人等」という。）は、
年度看護職員等宿舎借り上げ支援事業補助金の申請に当たり、以下のことを誓約いたします。

1 宿舎に関わる事項

- （１）当法人等が借り上げた宿舎であること
- （２）当法人等が所有する宿舎ではないこと

2 入居者に関わる事項

- （１）看護職員等宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱第３条に定める病院に勤務する常勤の職員であり、当該職員の職種は看護職員及び看護補助者のいずれかであること
- （２）当法人等の役員ではないこと
- （３）職種、入居日及び採用年月日等について、申請書に記載の内容と相違ないこと
- （４）対象入居者には住宅手当を支給しないこと（誤支給を行った場合は、返金処理を確実に行うこと）

また、同居人がいる場合において、その同居人も住宅手当を受給していないことについて確認済みであること

3 その他の事項

- （１）申請に関し、対象入居者である職員の下承を得ていること
- （２）入居者負担額に関し、申請書に記載の金額と相違ないこと

本誓約書の内容に偽りその他の不正等があった場合は補助金の申請を取り下げます。

また、本誓約書の内容に偽りその他の不正等が補助金受領後に発覚した場合は補助金を返還します。

年 月 日

補助事業者所在地 :

補助事業者名 :

代表者職氏名 :

印

年 月 日

東京都知事 殿

補助事業者所在地

補助事業者名

代表者職氏名

印

年度看護職員等宿舎借り上げ支援事業に係る事業実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた 年度
看護職員等宿舎借り上げ支援事業に係る補助事業の実績を下記のとおり報告します。

記

1 事業実績報告額

金 円

2 提出書類

- (1) 精算額調書(別紙1-1)
- (2) 精算額明細書(別紙1-2)
- (3) 事業実績報告書(別紙2)
- (4) 歳入歳出決算(見込)書抄本
- (5) 添付書類

精 算 額 調 書

補助事業者名： _____
 (病院名) _____

(円)

区 分	総事業費※ ¹ (A)	寄附金その他の 収入額※ ² (B)	差引額 (A) - (B) (C)	対象経費の 実支出額※ ³ (D)	基準額※ ³ (E)	選定額※ ³ (F)	補助所要額※ ³ (G)	交付決定額※ ⁴ (H)	精算額※ ⁵ (I)	差引額 (H) - (I) (J)
新規契約分										
継続契約分										
合 計										

※¹ 総事業費 (A) は、看護職員等宿舎借り上げ事業にかかる総事業費を記入すること。

※² 寄附金その他収入額 (B) は、本事業の対象経費に用途を特定した寄附金等の収入を記入すること。

※³ 対象経費の実支出額 (D)、基準額 (E)、選定額 (F) 及び補助所要額 (G) は、精算額明細書 (別紙 1 - 2) の対象経費 (ただし、入居者から宿舎使用料を徴収している場合は当該金額を差し引く。)、基準額、選定額及び補助所要額の合計と一致すること。

※⁴ 交付決定額 (H) は、交付決定を受けた額を記入すること。

※⁵ 補助金精算額 (I) は、交付決定額 (H) を上限とし、補助所要額 (G) を記入すること。(補助所要額が交付決定額を上回る場合は、交付決定額を記入すること。)

精 算 額 明 細 書

[illegible]

補助事業者名： _____
(病院名) _____

[illegible]

事業実績報告書

補助事業者名： _____
(病院名) _____

申請区分： ☐ 新規 ☐ 継続

1 病院の情報

(1) 医療法上の許可病床数 (4月1日時点)

一般	療養	精神	結核	感染症	合計
----	----	----	----	-----	----

(2) 職員数

	過去3か年実績 (3月31日時点)								
	年度			年度			年度		
	常勤	非常勤	合計	常勤	非常勤	合計	常勤	非常勤	合計
看護師									
保健師									
助産師									
准看護師									
看護補助者									
その他									
合計									

	当該年度 (4月1日時点)		
	常勤	非常勤	合計
看護師			
保健師			
助産師			
准看護師			
看護補助者			
その他			
合計			

(3) 新規採用職員数

	過去3か年実績 (3月31日時点)								
	年度			年度			年度		
	常勤	非常勤	合計	常勤	非常勤	合計	常勤	非常勤	合計
看護師									
保健師									
助産師									
准看護師									
看護補助者									
その他									
合計									

	当該年度 (4月1日時点)		
	常勤	非常勤	合計
看護師			
保健師			
助産師			
准看護師			
看護補助者			
その他			
合計			

(4) 充足率

	過去3か年実績 (3月31日時点)								
	年度			年度			年度		
	定員数	職員数	充足率	定員数	職員数	充足率	定員数	職員数	充足率
看護師 保健師 助産師 准看護師 看護補助者 その他									
合計									
	当該年度 (4月1日時点)								
	定員数	職員数	充足率						
看護師 保健師 助産師 准看護師 看護補助者 その他									
合計									

(5) 退職者数

	過去3か年実績 (3月31日時点)								
	年度			年度			年度		
	常勤	非常勤	合計	常勤	非常勤	合計	常勤	非常勤	合計
看護師 保健師 助産師 准看護師 看護補助者 その他									
合計									
	当該年度 (3月31日時点)								
	常勤	非常勤	合計						
看護師 保健師 助産師 准看護師 看護補助者 その他									
合計									

(6) 離職率

	過去3か年実績 (3月31日時点)								
	年度			年度			年度		
	職員数 (4月1日時点)	退職者数 (3月31日時点)	離職率	職員数 (4月1日時点)	退職者数 (3月31日時点)	離職率	職員数 (4月1日時点)	退職者数 (3月31日時点)	離職率
全職員									
うち、 看護職員等※1									
借上げ宿舎 利用職員※2									
うち、 看護職員等									

※1 看護職員等は、看護師・保健師・助産師・准看護師・看護補助者を指す。(以下同様)

※2 病院・法人等が所有している宿舎は含まない。(以下同様)

	当該年度 (3月31日時点)		
	職員数 (4月1日時点)	退職者数 (3月31日時点)	離職率
全職員			
うち、 看護職員等			
借上げ宿舎 利用職員			
うち、 看護職員等			

(7) 定着率

	年度採用			年度採用			年度採用		
	採用者数 (4月1日時点)	退職者数 (3月31日時点)	定着率	採用者数 (4月1日時点)	退職者数 (3月31日時点)	定着率	採用者数 (4月1日時点)	退職者数 (3月31日時点)	定着率
全職員									
うち、 看護職員等									
借上げ宿舎 利用職員									
うち、 看護職員等									

	年度採用			年度採用			年度採用		
	採用者数 (4月1日時点)	退職者数 (3月31日時点)	定着率	採用者数 (4月1日時点)	退職者数 (3月31日時点)	定着率	採用者数 (4月1日時点)	退職者数 (3月31日時点)	定着率
全職員									
うち、 看護職員等									
借上げ宿舎 利用職員									
うち、 看護職員等									

	年度採用			年度採用			年度採用		
	採用者数 (4月1日時点)	退職者数 (3月31日時点)	定着率	採用者数 (4月1日時点)	退職者数 (3月31日時点)	定着率	採用者数 (4月1日時点)	退職者数 (3月31日時点)	定着率
全職員									
うち、 看護職員等									
借上げ宿舎 利用職員									
うち、 看護職員等									

	年度採用		
	採用者数 (4月1日時点)	退職者数 (3月31日時点)	定着率
全職員			
うち、 看護職員等			
借上げ宿舎 利用職員			
うち、 看護職員等			

(8) 借上げ宿舎利用率

	過去3か年実績 (3月31日時点)								
	年度			年度			年度		
	職員数	借上げ宿舎 利用職員数	借上げ宿舎 利用率	職員数	借上げ宿舎 利用職員数	借上げ宿舎 利用率	職員数	借上げ宿舎 利用職員数	借上げ宿舎 利用率
全職員									
うち、 新規採用職員									

	当該年度 (4月1日時点)			当該年度 (6月1日時点)			当該年度 (3月31日時点)		
	職員数	借上げ宿舎 利用職員数	借上げ宿舎 利用率	職員数	借上げ宿舎 利用職員数	借上げ宿舎 利用率	職員数	借上げ宿舎 利用職員数	借上げ宿舎 利用率
全職員									
うち、 新規採用職員									

(9) 宿舎所有の有無 (4月1日時点)

- ☐ 所有している → (戸入居 / 戸所有)
☐ 所有していない

2 事業実施内容

(1) 看護職員等確保の取組

- ☐ 採用情報PR・広報の実施（就職説明会、ホームページ・SNS広告等）
- ☐ 実習の受け入れ、施設見学の実施（インターンシップ、見学相談会等）
- ☐ 職業紹介事業者の利用（ナースバンク、有料職業紹介サイト等）
- ☐ 研修・スキルアップ支援の実施（入職後研修、資格取得支援等）
- ☐ 勤務環境整備、福利厚生の充実（多様な勤務形態、給与・手当等の充実、休暇制度、寮の提供等）
- ☐ その他（ ）

(2) 看護職員等定着の取組

- ☐ 研修・スキルアップ支援の実施（各種研修、資格取得支援等）
- ☐ 勤務環境整備、福利厚生の充実（多様な勤務形態、給与・手当等の充実、休暇制度、寮の提供等）
- ☐ 業務効率化の実施（ICT技術の活用、他職種との連携（タスクシフト）等）
- ☐ 職員のケア（面談、良好な職場づくり、専門家によるメンタルヘルスケア）
- ☐ その他（ ）

(3) 本事業による確保・定着対策の取組

- ☐ 新たに宿舍借上げを開始／追加で借上げを行い宿舍の戸数を増加（新規借上げ戸数： 戸）
→ 開始した理由／増加した理由
 - ☐ 財政的事情（本補助金収入により開始／増加が可能となったため）
 - ☐ 看護職員等の採用活動や退職抑止にあたりメリットを感じたため
 - ☐ 職員からの要望等
 - ☐ その他（ ）

- ☐ 宿舍入居者の宿舍使用料を減額

改正前：月額（ ）円

改正後：月額（ ）円

- ☐ 宿舍入居条件を改正

→ 改正内容

改正前

改正後

- | | | | | | |
|-----------------------------------|-----|---|---|-----|---|
| ☐ 入居可能年数 | () | 年 | → | () | 年 |
| ☐ 入居可能年齢 | () | 歳 | → | () | 歳 |
| ☐ 入居可能勤続年数 | () | 年 | → | () | 年 |
| ☐ 入居可能職種 | () | | → | () | |
| ☐ 同居人の規定 | () | | → | () | |
| ☐ その他 | () | | → | () | |

- ☐ 利便性の良い立地の宿舍へ変更

変更前（ ）

変更後（ ）

- ☐ 設備等が魅力のある宿舍へ変更

- ☐ その他（ ）

上記の取組により得られた効果

(4) 既存の宿舍戸数のまま申請を行う場合（本事業の活用により戸数増加を行わない場合）の理由

- ☐ 必要な戸数を満たしているため
- ☐ 戸数を増加する以外の取組を優先させるため
- ☐ その他（ ）